春城日誌

明治三十一年
一月以降

特別
14
1919
528

176793
~~176793~~

森城日誌

昭和三年一月

〇一月九日

本日ハ来[来]ル[ル]ニ[ニ]テ[テ]ノ[ノ]ミ[ミ]ニ[ニ]テ[テ]ソ[ソ]ノ[ノ]不[不]門[門]ニ[ニ]テ[テ]
[illegible]ニ[ニ]テ[テ]モ[モ]指[指]ス[ス]、[、][illegible]
[illegible]ヲ[ヲ]モ[モ][illegible]ヲ[ヲ][illegible]モ[モ]
[illegible]十[十]ケ[ケ]一[一][illegible]
[illegible]人[人][illegible]沈[沈]
[illegible]

〇二日

[illegible]

38- 9314

三日
好晴、昨夜来の雨降り続く、
閑を得たり、且仙すおおうて、
遥香一件を細書を主命を奉じ投
す

四日
春雨ふりつづく家
生をお書生を命じ
る、松平侯を訪て
ず

五日
晴、四方拝、佐藤伊左衛門

昨日の続き春雨を酒を飲しめ分飲
子供を始て一緒に多く酒を飲し
佐藤伊左衛門、宇
を通ず、人、芸を
なおす、注文を利事に
ると迫し、事必を拒
し、漸々を通ず、二三の注文
婦女子を始め、大勢の客、中々
小笹を野列を賑ふ、
かり風も又吹
うまを詳細

十八日

十六日

水野事務所ニ行キ、[illegible]

[illegible]

十七日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十四日

今九日

三十日

一筆、御序を以て申述ます

三十一日

3、

心も軽々まこの巻を書き掛ます

四日

今朝の巻書を仕舞伊を参つて迄る代
春伊まで書を出ふ、正よまの義有春
訪あまを七市も本高本も高春の訪
のこかに川原なく仕を
拓海す迄舞弁当も午後二年、当
此件をおそこの仕の陽当のそ
活す、風月こ浦を出すこ食のおそ
お方座で持ふ、そ校友を
今こお酒を迄け人みせ迄春の迄

春こ掛ますの候補こ義春を推すこ一決やしん
をおしまる、そのへ
ふしり続き食をの
拓殺流の好来、方
ちんとする心算で

十日

佐藤伊の帝、心
まの午後書こすま義春
と佐藤伊右まつを

[illegible]
[illegible]
[illegible]

件と共に送付する筈の
鹿児島の海図を
来る廿七日頃まで
す、是迄の
（ゆる書面を発する
る、技術係員を
ずと指す、山田市の
意を、
拒否
活も
ず、
（ゆる
（ゆる
（ゆる

十一日

紀元節ニ付官吏一般休暇、午前十時ヨリ玉井ノ本宅ニ於テ招宴ヲ開キ、来賓ハ田中大七郎外四名ニシテ、主人ハ勿論、村友一名、伴ハ全部ヲ招キ、午餐ヲ饗シ、午後一時ヨリ余ハ伴ヲ率ヒ、来賓ニ対シ、主人ノ代理トシテ、別紙ノ如キ演説ヲ為シ、次ニ伴ヲシテ、別紙ノ如キ演説ヲ為サシメ、終テ来賓ハ各自ニ帰宅シ、主人ハ勿論、村友一名、伴ハ全部ヲ招キ、午餐ヲ饗シ、午後一時ヨリ余ハ伴ヲ率ヒ、来賓ニ対シ、主人ノ代理トシテ、別紙ノ如キ演説ヲ為サシメ、終テ来賓ハ各自ニ帰宅シ、

十二日

伴ヲ率ヒ、午前九時ヨリ山ノ手ノ墓地ニ赴キ、玉井ノ先祖ノ墓ニ詣シ、次ニ伴ヲシテ、別紙ノ如キ演説ヲ為サシメ、終テ帰宅シ、午後ハ伴ヲシテ、別紙ノ如キ演説ヲ為サシメ、終テ帰宅シ、

十六日

十七日

十八日

芳亭坊、清記住職
由良の之宮こ招待
氣味あり外出を見合せ
ロ祝ふ今日休む、

二十二日

今朝未明に船
出でをやうやく風雨を
こゝろみんがらこゝに
文五兵衛代人
阪本より陸こ
又荒れ荒絹、

[illegible]助こまを出でず、
[illegible]す、昨今風邪の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

揚す、晩方去田長、高橋元吉
方へ演説揚ス、遊説を終ル
本宮文、清心丸廿箱ニ金壱
歩ス

二十五日 〃

今朝田辺の郵便ニ揚ス、山田泰枝川文
庫方等ニ参ル、夫ニ揚ス、多佐三吉ニも
宛テ書状ニ而、其後ハ如何
哉と申遣ス、午後三吉ニも
田ニ向ふ、多の書あり、夫ニ
而ハ高橋元吉方ニ着、高橋ニ
泊ス、伊藤三吉

如何ニ候哉ニ而、其後ハ
御一状も参り不申候ニ付
ニ諸般を打捨ス、其後
ニ揚ス、今朝高橋元
吉ニ別ル、途中ニ而
ります、長雄ニ而ハ
る而迎ニ参ル而田辺ニ
ニ着ス

二十六日

昨夜雨降ル、今朝ニ至ル
て未タ止ミ不申ニ付
船印の小旗ハ不用ニ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

二十八日

三月

一日

二日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

き金宮家を天皇
着し候体を以し御
も拾万両を御下
うなを以下
記両書文、高両
書を以ます
御を以もの、風
かのようにて
くを以て
川伴
四日

本文之事を指す、本文
次の事と指す、佐藤仲助を佐藤と
訓等と縮ること
縮まりたる訳電報
と本文の御をまま引
記載の住地に在ること
あり

五日

昨本又雪あり、予郎子厚万二ヶ事務
事を指す、ヶ月久衍武彦郎出ヶ事
を異にし、本文の返電と指す、昨ノ雪未

九日まで、十一時ころ雨を帯し氷り始め
ハ降く、吉田高長ら岡山ら汽車の停
転の信足ニ三つら撲打ち、ヶ時ころ
未小康の模陰あり、ヶ時ころ
委を載せ家ニ仕事の先を指ぐ候補
ある指ぐ、本ほ受報仕月まし
件ヶ事まの午前
六日
林鏡夫を招て事を指す、正午風雪を

賜と候間、御心安可被下候、当年ハ
いつ方ニ而も御茶ニ被成御遊候
ず、其内ニハ少々林鐘之末ニ
ハ場越木村屋市ニ遣ス筈ニ
頼ます

九日

一昨夜ハ久し振ニ而御出被下
有難存候、其後ハ御見ニも不掛
御用ニ取紛居ます、本家ハ
御出ニ而御泊ニ成候事ニ
ハ御座候へ共、御出ニ而ハ
ハ無之候、扨又御頼之
書ハ、何ニ而も御遣

[illegible]

十一日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十四日

[illegible]

十五日

[illegible]

十六日

十七日

十八日

十九日

三十日

件運動費ニ名目ヲ
設ケ生ヲ
学ヲ本旨トスル
ヲ忘レ
ル勿レ

三十一日

今我今計仕ヲ
ヲ我、二回ヲ
ヲ抜ク、
ヲ抜ク
ヲ抜ク
ヲ抜ク

ヲ抜ク、ヲ抜ク
ヲ抜ク、ヲ抜ク
ヲ抜ク、ヲ抜ク
ヲ抜ク、ヲ抜ク

○四月

一日

一番風ヲ
ヲ列ヲ
ヲ抜ク
ヲ抜ク

日寒ければ、松ノ木ノ
天気ニ候ず、終日
杉井ニ而一泊ス

二日

終朝杉井ヨリ天神
嶺雪高ク積リ候ニ
付無拠逗留ス、午
後ニ至リ漸ク晴
ル、仍テ今日
駿河屋美秋ヲ訪ヒ
ム、今晩ニ書状ヲ
認ム

三日

朝ヨリ雨ニ而
ス二人戻ル
トノ、仍テ
ず今日モ
列車ニテ十
ニ着シ十数
社ヲ訪ヒ
社ニ而昼食
ニ困ム、
余ハ一場

四日

十一日

[illegible]
す、久保田右花を従へ
京、和多叔父と雲仙
お、夕刻急に強
久保田と安吉と今宵
まるまもなく
まう候

十二日

曇、十四平陳、伊藤東岸一京
春京、十四長男、芳文
来訪、左右にして十時客を送

坂を下れば床机を出して
客と挨拶をかはせり
行く事、時を林鉾
作業放免(免)
百十種余に
田もと今花七重
文明堂、松本四体
川潔君一体を
兼て依頼
同志をゆるす
有志の諸方へ

[illegible]

十三日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十六日

晴、出校前の事を終り、昨日の事を
報じ通知書を認めて送る、午後
一、同を集めて体操を行ふ、体操
と申すも体操伊助と体を十分働す
丈の手合なり、夫より各自に好む
事を大運動をなさしむ、余は校を
出でて一同を会して注意を与へ
帰宅あり

十七日

晴、昨日の如く暑を増す、十四名
を以て、十四名満開、外来の陸
運動の後俥の事とを報ず、直ちに
大多数人々の為めに写像セーネをなす、
運動等の後俥の事とを報ず、直ちに
し、夫より一書を認めて
二時ごろ帰宅、一の字作かるる、一の字大発
完了のもの引揚けとくハ大まも、
井と事を談ず、外内午さに今ず、まの
停止の為めを命じ、教会を開き

二光と共に家に帰る。去田某大江等集る。松
平康国より伸子方へ書状届く。返書を托す。

十八日

快晴、午後雨。伸子病床より返書を認む。去田某書を持参す。書を読み終りて雨降り出す。去田某辞去す。書を読み終りて雨降り出す。去田某辞去す。書を読み終りて雨降り出す。去田某辞去

し、再び歩都を訪ふ小川も又まう
海苔を採す、志田を
今一日
田を入れ後子の年
投す、田中吃、作蔵
ます、清の時、
す、
す、
河野国志
川上芳の書と
掛す、
掛す、

所収

日を見ます
今二日
志田を訪ふ
ひ西村三を訪ひ
沢し、
家と飲み、志田
今三日
志戸村庄屋
志戸村流す田中
あ丸と四本を
今四
雨、領塚朝

添書を以て、仙依例の祝詞
を述べ、上新す、条予の新年を祝
ふ事を述べ、高山同志会
参会、次に例の祝
会者
雨まるめまして、去年来を祝し、
今年を迎ふる事を述べ、
て事を述べ、次に
長谷の近況、
指す、今年

会七号

今井氏を主任弁護人に依頼せ
られまする右ニ付今井氏を中心と
する弁護団を組織する為め久保田真哉
氏、吉村氏、其の他二、三の同志会員
等を以て弁護団を組織し、義方会事件
の弁護に当ることに決定せり、
尚ほ吉田美喜氏を以て連絡
を取ることに決せり、

会八号

埼内協和と中堂の件に付ては、弁護
士那須氏、賀古氏、吉田美喜氏、出版事
務を以て連絡を取ることに決定せり、
尚ほ吉田氏は近日帰京の筈なり、未だ
帰京せざるも、来月中旬には必ず帰京
する事なり、
右二件の弁護士の手当は、吉田氏の帰京
後に決定する筈なり、
会員二十七、八名今日会す、出版事務
の件、松橋作四郎氏より報告あり、
他は来月中旬迄延期の事に決す、

会九号

労務者問題に付ては、今井氏を中心
とする弁護団を組織する事に決す、

す、まだ五日まで
を待ち過ぎず、村
す

三十日

去る二十日を
村に居ります
村の子供の
を教授を

十一月

一日

日曜、去る
す、去る
打揚げ開会
す、今朝
昨夜
お陰の
ある
陸海
まである

二日

三日

[illegal]
[illegal]
[illegal]

日曜、出勤、近衛師団等の将校連、江木参事官、佐藤伊助等来、

十一日

今ヲ、以テ伊助ヲ

を行ふ事と敬流の者ども
也 新兵衛 此和助 何と申教へ事
教へ候 集会 申ます、教へ
老若婦女 と申もの同
人、此和助 と教へ候
すること数千人
を控へ 又 そこ
こ力也、去田本村 庄屋
惣百姓 教へ通 行ふもの
庄屋 惣百姓 教へ通 行ふもの
庄屋 惣百姓 教へ通 行ふもの
教ます 本家 人
教ます 本家 人
十七日 晴
日曜、

村二九日所の伸行
方を廻申 訪ふ
善伊助を訪ふ
訪ふ 訪ふ
訪ます、訪ふ
訪ます、訪ふ
訪ます、

十六日

十七日

十八日

十九日

念一日

高田長、中野久衛、松尾善
通と共の中野を付き添ひ
とせめの四寺を訪ふ
春つ、江ずえとの風雅に忙しい
うえ高を行く
依頼に接し
の見物を
高ありまも
の最中
にも、流

念日

雨到底不上、
こ我り得ず
六十六回
易の帳を
依頼仲た
春法典
来客不
了、
路を
の改

今の氣の缺之を明ら
敷ふるも、明
北陸七州の老衆多
くこと十四ヶ年今
会二日
日曜、
ま、
す、
寓
ふ
会三日

田中を以て指名候事
其他の委員は追て指名候事
右議院規則第十六條に依り此段及通知候也
明治二十三年十一月六日

心ある人のまことを、うち淑あまうきみ
淑女体ぞう

念七の

本文もし話時し淑、
中庵七代二三の書こと
ま祇孔るの二十四）を江
雑体伊本事の文（
得ま得まの文
把柄話あま把こと
人山をみ、や把こ
要之ま伴とり把こ

を作りみます）これ淑海博話の
まも行あのとう淑
意思必要みこと
送ま四めもの
あの物も、本部、
こ様す

念八の

本部ま様のまのを化
祝是意思必要の書
行小ま様も味尋
久四五の勢てをみ

六月

一日

二日

法華寺と申すは奈良の東
あり、あなたの七つの寺を
也。古山ちまでは行く
博士寺法華寺
それより法花寺まで
まのそとをとおきて
行有あるべし。
試む、そこより
まず池坊をあり
法華寺

河内志紀光明寺住持世尊寺
印多と伴也。坂伯
法華寺、此法華寺
永福寺を領寺、
信貴山、人を降
多七寺を経
たる所より帰路
七、三十町計
年、院の
多を経

十日

十一日

雨、新印を以て…

…拙稿を…

…

十二日

…

十五日

十六日

十七日

東宮殿下御帰京に付き午前八時御発車
の筈に候処、御都合にて午後一時御発車
の事に相成り候由にて、午前十時頃より
御暇乞の為め参殿致し候。
東宮職中山参謀長より左の通り御沙汰
これあり候由にて、御暇乞の為め参殿
せし者一同へ伝達せり。
一、来る十二日午後二時より表御殿に
於て、文学科授与
式執行あるに付、
学長並に本校の職

あるやも知れずそれ迄御辛抱あらん事を御頼申候

会日

参校事をも兼ね山岸方へ立寄候処延引に及候間、
一筆申入候、廿五日迄に校了致す、中村氏へ仕む、
月末迄に仕上げ候様致すべく候間、
おこたりなく御出席あらん事を願上候

会一日

本文を清書の通り刷上げ候間、
左記

田の畦に植ゑ揃ひたるあの様子は実に美しく候、田山方にて
の山一の手より御覧候へば、今日は廿五日の洋服の人今日は
廿五日の着物やら、中には赤ちゃけたのあり、まるで
市をなせる如く候、
会二日

深森氏より本文を清書せる半切を届け来る、
ゆえ半切にて仕上げ候、

廿二日

計らい申しあげます

閲覧室